

7月から平成22年度の保険料免除受付が始まります

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。7月から、平成22年度の保険料免除（平成22年7月～平成23年6月納付分）の申請受付が始まりますので、経済的な理由などで納付が困難な場合は未納のままにせず、市町村役場の国民年金窓口で免除申請を行ってください。

納付が困難なときは	30歳未満の方は	学生の方は
保険料免除制度	若年者納付猶予制度	学生納付猶予制度
<p>経済的な理由などで、保険料を納めることが難しいときに利用できる制度で、申請が承認されると保険料納付の全額又は一部（4分の3、2分の1、4分の1）が免除されます。</p> <p>保険料免除は、本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下であれば承認されます。</p>	<p>本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額についての納付が猶予されます。</p> <p>納付猶予は、本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。</p>	<p>本人が学生であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。</p> <p>学生納付特例は、本人の前年の所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年の所得にかかわらず承認されます。</p>

☆ 保険料免除などの承認された期間は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。

若杉会の紹介



若杉会は幼稚園入園前の親子が対象の母子クラブです。今年度は11組の親子が会員となって活動をしています。とっても歴史があり、現在会員のお母さんが小さい頃にはすでにあった会だそうです。

活動は会員さんでアイデアを出し合って企画する自主活動で、1～2ヶ月に1回程度で、季節の行事を親子で楽しんだり、お母さんたちが抱える不安や悩みについて話し合ったりと、少ないながらも参加された方は楽しく過ごされています。

最近はお仕事をされているお母さんが増えてきて、お仕事を休んでの参加が難しく会員数は少なくなってきています。幼稚園入園前からの保護者や子ども同士の仲間作りの機会として、たくさんの親子が活動できる場として、今後も歴史ある『若杉会』が存続し続けるように頑張ってもらいたいですね。

【参加についてのお問い合わせ先】

保健福祉課（いきいきふれあいセンター内）

☎ 279-7100